

クイズで学ぼう!お金のイロイロ(答え)



知るぼとキャラクター
矢口 イチ (矢口家の愛犬)

答え

②55歳未満

財形年金貯蓄や財形住宅貯蓄は、勤労者が契約締結時に55歳未満であること、一人1契約であること、事業主を通じて勤労者の賃金から天引きで預入れをすること、5年以上の期間にわたり定期的に積立てを行うこと、などの要件があります。勤務先で契約できるかどうか調べてみましょう。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

無料・お試しのつもりだったのに… SNSの広告にご用心!!



最近、化粧品やダイエットサプリメントの「無料トライアル」をうたった、海外のネット通販サイトに関する相談が寄せられています。

(県内事例)

SNSの広告に「美容液とクリームが各490円で試せる」とあったので申し込んだ。外国から商品が届いたが、同封の文書を確認すると「14日以内にキャンセルしなければ、毎月、各9500円の商品が届く定期購入プログラム」になっていた。解約したいので記載された番号に電話するが、繋がらなくて困っている。(50代女性)

スマートフォンの普及に伴って、最近ではSNSの広告を見てネット通販を申し込む方も増えています。

しかし、中には詐欺的なサイトもあるので注意が必要です。宣伝文句に惑わされず、購入条件や利用規約、ショッピングガイドなどを十分確認し、不安なことがあれば申し込まないようにしましょう。また、日本語で書かれているため、海外業者のサイトだと気付かない場合もあるので、注意が必要です。

トラブルに遭ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

休所日/土・祝日・12/29~1/3

※日曜日も相談を受け付けています。

